平成２９年（フ）第９３号
福岡市東区三苫５丁目４番18―306号、前住所福岡市博多区豊２丁目４番57―809号
債務者　牛島　文子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４号
福岡市東区三苫５丁目４番18―306号、前住所福岡市博多区豊２丁目４番57―809号
債務者　内藤　美希
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８号
福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―705号
債務者　長田　　禎
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１６号
福岡市博多区東雲町１丁目４番11号
債務者　小川　英雄
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８１号
福岡県春日市須玖南５丁目63番地　アーサー須玖リベックスⅡ203号
債務者　長岡　哲郎
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１号
佐賀市天神２丁目４番12号
債務者　小川　勝仙
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３７号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番３―413号
債務者　佐々木泰希
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５号
札幌市東区東苗穂13条３丁目23番５―101号
債務者　五十嵐　敬
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５１号
札幌市清田区清田３条１丁目６番27―203号
債務者　池内　隆久
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５６号
北海道恵庭市恵み野東５丁目６番１
債務者　西村亜希子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻35番地４
債務者　簗田　正志
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻35番地４
債務者　簗田　里子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第４号
北海道帯広市西１条南26丁目７番地１　カーサリオン１―Ｂ
債務者　中村　直史
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
北海道帯広市西９条南８丁目９番地９　西９条マンション５
債務者　若木奈央子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森47番地１　サンコーポラスしわ中央２号棟106号
債務者　上屋敷梨恵
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３号
群馬県富岡市妙義町下高田1808番地２
債務者　伊丹　真人
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２８号
群馬県高崎市中居町４丁目21番地２　コトブキハイツ105号
債務者　須田　初夫
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部